



シリーズ

Pharmistrial～薬化材分野の特許想

第22回 経時変化する発明

[ケミカル推進事業部]

1. はじめに

化学・バイオ分野の発明においては、発明の構成が経時的に各種の変化（性状・物性変化等）をすることがあります。このような場合、自身又は他者の製品が、製造時にはクレーム要件を充足するものの、販売時や使用時において事後的に充足しなくなることも少なくありません。

今回は、経時変化を伴う発明について考察してみたいと思います。

2. 組成物の発明における変化

化学・バイオ分野には、組成物に関する発明が多くあります。組成物に関する発明においては、クレームに記載する成分組成を明確にすることは勿論のこと、その組成が、製造時のみならず販売時や使用時においても充足されていることを確認しておくことが極めて重要です。

例えば、次のような例を想定してみます。

クレーム：「A成分を25～50%、B成分を35～70%含有する組成物X」（但し、組成物中でA+B→Cという化学反応が生じるため、A及びB成分を上記のとおり調製しても、一定時間経過後にはA、B及びC成分が検出される）

この場合、下記の他者実施品のうち、実施品②の販売行為は非侵害と判断されることとなります。

実施品①：A成分を60%、B成分を40%配合して調製した組成物（但し、販売時はA、B及びC成分がそれぞれ30%、40%及び30%である）

実施品②：A成分を35%、B成分を65%配合して調製した組成物（但し、販売時はA、B及びC成分がそれぞれ20%、60%及び20%である）

組成物中で化学反応等が生じる場合、経時変化を考慮したクレーム作成を心がけることが好ましいと考えます。

<参考判例：平成9年（ワ）第938号>

原告（特許権者）は「A：ジメチルベンジルカルピニール」を含有する芳香性液体漂白剤組成物をクレームしていたのに対し、被告製品は製造時においてはAを配合しておらず、「B：ジメチルベンジルカルピニールイソブチレート」を配合していた。しかし、Bは、経時変化により少なくとも一部がAに変化するものであったため、経時変化した被告製品は本件特許クレーム

の要件を充足しているとして、被告による侵害が認定された。原料組成は他者特許権を侵害するものではないが、経時変化後の製品組成が侵害に該当する場合があることを示した事例。

3. その他の発明における変化

上記のような組成物に関する発明とは異なるものの、例えば、次のような事例も構成の変化を伴う発明といえます。

A：「成分aとbとの複合体」とクレームしたが、販売時にはa、b成分が分離しており複合体が存在しない場合。

B：「成分aを含有するA層と含有しないB層との積層体」とクレームしたが、積層後に成分aの一部はA層からB層に拡散してしまう場合。

C：「溶液のpHが10以上」とクレームしたが、経時変化により販売時にはpHが7程度まで低下してしまう場合。

いずれの事例も、当初意図したクレームの構成と、実際の使用形態における構成とが異なる場合を示すものです。このような事態が想定される場合は注意が必要です。

<参考判例：昭和60年（ワ）第7463号>

原告（特許権者）は「グリホサートを有効成分としてなる除草剤」をクレームしていたのに対し、被告の除草剤は「グリホサートトリメチルスルホニウム塩」であった。しかし、いずれの除草剤も水溶液の形態で使用された場合、実質的に除草成分として作用するのはグリホサートイオンであったため、被告による侵害が認定された。物としては別物質であるが、実際の使用形態においては化学反応等が生じることにより、他者特許権を侵害してしまう場合があることを示した事例。

4. おわりに

化学・バイオ分野では、このような経時変化の影響は、時に避けては通れない問題となります。そのため、例えば、プロダクトバイプロセスクレームを作成しておくことも、問題解決の一つの方法であると考えます。弊所では様々なご提案をさせていただきますので、お困りの際にはご遠慮なくご相談下さい。以上

（ケミカル推進事業部窓口：弁理士・古下智也）